

総務委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成22年11月17日(水)

2 出席委員(9名)

委員長 鈴木 幹夫

副委員長 河西 敏郎

委員 前島 茂松 渡辺 亘人 内田 健 石井 脩徳

堀内 富久 樋口 雄一 小越 智子

欠席委員 なし

3 調査先及び調査内容

【意見交換会】

① 出席者

- ・あしたの山梨を創る生活運動協会役員等

② 内容

「県内における消費者活動の現状と課題について」

○主な質疑

問) 各団体が取り組んできた内容を一通り聞いて、消費者運動の大変さがわかった。消費者問題について議会の質問に取り上げたことがいくつかある。食料自給率の向上とか、ノーレジ袋の問題、学校給食に地産地消を取り入れるなど、多分ここにいる委員の方々も自分の政治活動において、この問題を限りなく取り上げてきていると思う。だけど、エリアが広すぎて、これだけの運動をやるのに、議員が必死になってやっても、このうちいくつかできるのかなと思う。

先ほどから話を聞いていて、例えば1つの問題だけ絞って言うと、さっきからJAという言葉が盛んに出てきた。JAというものの果たしている役割というのは、ものすごく難しい部分があって、今正にTPPが問題になっているが、それをひとつ取り上げてみても、JAがネックになっているという人もいるし、JAがなければできないという人もいる。賛否両論がある。

たまたま私は、TPPの関係である農業法人のところに研修に行った。その人によると、今のままだと農業者がみんなだめになってしまうとのことであった。何かネックかという、その人が言うにはJAが最大のネックだと言っていた。ということは、何を言っているかという、例えば米を輸出する場合、そこには必ず株式会社が存在する。「パールライス」というJAの会社である。要するにそこを通さないと個人が米を輸出することは絶対にできない。そういうこと一つとってもみても、この問題はものすごく根が深

くて、簡単に消費者運動だと言って片づけるなんてことは絶対にできないし、日本のこれから先の農政というものを考えた時、ものすごい問題である。

そこで、ひとつだけ、私はこれを議会の中でも取り組んだ問題であるが、例えば、小学校と中学校の給食における地産地消の問題があるが、この問題を解決するには、米が余っているんだから、米飯を入れるべきなんです。そう思いませんか。絶対に思いますよね。子供たちはパン食に慣らされてしまった。これはアメリカの政策だから。アメリカが小麦を日本に輸入するために、給食制度を導入したんだけど、今は米粉でパンをつくることもできる。そうすると、ちょっとコストが高くて、例えば1週間に2回しか入れなかったお米中心の食事を3日にする、4日にするということをすべきである。ここから取り組まないと、問題が解決できない。しかも学校の関係で、教育委員会サイドが出している自給率なんて、全くいいかげんな数字である。そういうこと一つ取っても、消費者問題というのは我々が取り組んでみてもすごく大変な問題である。

だから、ひとつの問題に絞って、ことしはこの問題についてやっていこうということを考えないと、これだけの広い問題を一気に消費者団体だけでやろうといっても、できないような気がするし、山梨県としてはこの中で何に取り組んだら良いか、さっき消費者安全の条例をつくると言ったけれど、全県的な取り組みをすれば条例化できている。しかし、条例化できたからといって、残念ながら今の問題を解決できない。だから、ぜひ、我々も考えていくんだけど、皆さんと一緒に、一つの問題に取り組んでいくことが必要ではないかと思っている。

答) 県の政策の中では、食の安全安心という分野を県民生活の分野と農政の分野でやっている。食育についてもいろいろな分野でやっているが、全然一つにならない。みんな同じように参加して学んではいるが、学ぶだけでアクションがデザイン化できない。

それはどこでやるべきなのかというので、団体が今、委員が言うように、みんなが何か共通の課題に向かって、ひとつずつどんなところからでも、解決していくようなきっかけをつくっていかないと、生活者のプラスにはならないと考えている。

問) もうひとつ、最近甲府市の中心に「ココリ」がオープンした。

これは、ノーレジ袋の話であるが、流通研究会というグループがあって、私はその間に入ってノーレジ袋の運動を進めてきた。最近になって茨城県に抜かれたが、これまで山梨県が日本で一番であった。ノーレジ袋率、要するにマイバック率、レジ袋の有料化の率はずっと一番であった。

しかし、「ココリ」の中を見てびっくりした。レジ袋が無料であった。甲府市の中心街で、せっかくここまでノーレジ袋運動を進めてきたのに、しかも県が関わっている施設にもかかわらず。国の補助金も使い、県の補助金も使い、さらに、県の施設であるは宝石美術専門学校がその施設には入居している。そういう場所でノーレジ袋に逆行するようなことを平気でやっている。これひとつとっても、私なんかは信じられない。

なぜかという、ディベロッパーが外資系なんです。入る予定の会社が倒産して、

外資系のディベロッパーが入ってしまったからである。それによって、そこに任せてしまった。

答) そのことについては、県の担当課へ苦情を言った。

いろいろな面で勉強するとともに、現場のことも知らないといけない。我々もそういう面では目を光らせたり、足で稼いではいるが、農政あり、県民生活あり、それから社会教育の分野がありということで、なかなか方向付けというのが、いろいろな方の要請が関与するので、一本化した形での話し合いや情報の共有できない。そのため、問題解決していくきっかけがなかなかつけれない。その辺が、難しいと考えている。

長年やってきて、ノーレジ袋に関しては、協定まで結べて良かったかなあというところまでできたのであるが。

問) スーパーなど、売る側にとってみるとノーレジ袋というのは大変なことである。

なぜかという、万引きがものすごく増えることになってしまう。

でも、その流通研究会のグループは「そんなことは言ってられない。せっかく始めた運動で、CO₂の削減に役立っていることをやめるわけにはいかない。」と言っている。にもかかわらず、中心街でオープンした「ココリ」がそのような状況になっている。

答) 今回消費者庁からの関係で、地域活性化事業が下りてきたがために、条例をつくるということで、皆さん一致して今運動を始めている。だから、食の安全安心についての条例化に向け、皆さんに御協力いただいて取り組んでいるので、条例に携わる県議会の方々のご理解をいただきたいと思っている。

問) 食の安全安心条例のことについてであるが、消費者団体8団体の皆さんが条例化に向けて取り組んでいることについて、まず敬意を表する。議会としては先に進んでいるなと思っている。

先ほどの話によると、関東甲信越地区では山梨だけが条例化していないとのことだが、この食の安全安心条例を制定することの意味というか、国の食品安全基本法でも県の責務ということも規定しているし、消費者、生産者のことも規定しているが、条例化することによってはつきりすることというか、今後の消費者行政、食の安全についてさらにステップアップできるかということについて、もう少し詳しく説明して欲しい。

答) 先ほども少し話に出たが、BSEが発生した後、初めて民間人を登用してその内容について検討がされて、食品安全基本法が整備された。都道府県はアクションプラン等で基本方針を示すということで、ほとんどの都道府県ではプランを策定し、食の安全施策を進めてきた。しかし、そのような状況の中でなぜ条例化が必要かということ、法律が整備された後も食品に関する事件事故が後を絶たないということで、消費者の意識がより高まってきた。要するに自分が住んでいるところは食の安全問題について、行政がどの

ように対応してくれるのかということの中で、学識経験者とか弁護士とか消費者団体、個人が参加し、より身近なところで議論する場、条例でいうところの審議会に該当すると思うが、そのような場が必要だということになった。今でも審議会的な位置づけとして、食品安全委員会があるが、審議会との一番の違いは、こんなことをいうと、語弊があるかもしれないが、私も食品安全委員会に出席しているが、要するに県ができることをアクションプランとして盛り込んでいる。しかし、県ができない場合はどうするかということについては、なかなかそれ以上議論が進まないし、できないものは最初から載せないなど、やはりそういう問題についてはアクションプランではなかなか補足できないというようなことがある。そこで、条例によって審議会をつくって、各団体など多方面からどういうことが食品の安全を担保する上で必要なのか議論するといったことから始める必要がある。私たち消費者の考える安全安心と、行政がやれる範囲というのはかなりの違いがあるので、そこをきちんとする必要がある。だから、私たちも学習会を実施する際には、例えばパン屋さんとか、麺屋さんなどの食品メーカーの皆さんや、生産者など、幅広い人たちに呼びかけをして、条例をつくるとしたら、どういったことを盛り込んで欲しいかといったことを調査することからすこしずつ始めていきたいと思っている。この活動は他県でもけっこう大きなネットワークの広がりを見せている。つまり自分たちの要求を反映した条例をつくるということは、その後の参加意識の問題を含めて、あるいは県と地域住民が一緒に取り組むことによって、食に対する信頼も高まるということにもつながっていくと思っている。

委員から指摘があったように、もっと大きな問題がいっぱいあって、解決しない問題もいっぱいあるが、少なくとも条例ができて、県民参加という意識が高まり、自分たちの問題として一緒に取り組んでいくという点では、従来の要請先行型、呼びかけ型というところから、もう一歩先に進んだ形の住民参加というものに進んでいくといのではないかと考えている。

ある意味では、内容的には条例によって、例えば指導ではなく、強制的な措置がとれるということも当然取り込まれるので、条例化していくことで牽制機能も生じるため、いろいろな安全安心が担保できるような可能性が広がると思っている。今のアクションプランでは山梨県は変わらないだろうと思わざるを得ないところがあるので、やはりここは、関東甲信越が足並みをそろえてほしいと言っているわけではなく、なぜ他のところが条例化することに至ったのかという背景をやはり山梨県でもとらえて、一緒になって県民が安心して食生活を送れるようにしていきたいと思っている。

答) 関連して、今までは行政の範囲でいろいろできることが多かったが、今の時代の中で、消費者の保護保全だけではなく、消費者の立場に立った考え方が、いろいろな面で条例にも入っていくことを望んでいる。行政もそういう面では消費者と対等な立場に立ち、お互いがコミュニケーション、それからリスクも共有しながらやっていかなければ、いろいろなことが進んでいかないよというような時代になってきている点を理解し、我々がいろいろなことに参画できるような方向をつくっていただきたいと思っている。

答) 一番大事なことを忘れていた。食品安全基本法の中には消費者の権利が明記されている。いわゆる、業者とか生産者を指導することによって、結果として消費者の安全が図られるといった保護的な考え方があった。しかし今はその考え方が180°変わっている。その権利の内容は、消費者、国民と言い換えてもよいと思うが、安心して安全なものを手に入れることができるということが、基本になっている。よって、そのことをどう担保していくかといったことは、先ほど言ったことに合わせると、必然的に条例化して、県行政が県民に対してより安全安心を担保していくという姿勢を打ち出していくことが必要であると考えている。

問) お話を聞きまして、条例を県だけでつくるというのではなくて、消費者の皆さんがこの間の運動も含めて、行政では分からない、手の届かないところを含めて、皆さんのつかんでいるところも一緒にやっていく、それは審議会など条例をつくる過程において参加してやっていく必要があるということが分かった。

また、埼玉県条例を見ると、県の責務も規定されているが、生産者のことも規定されているし、消費者の問題というか、しなければならぬということも規定されているなど、かなりの面をカバーしており、山梨県において制定される条例も大きなものになると感じた。そういうところで、縛りもかけたり、広く住民に呼びかけるということを、この条例は目指していかなければならないということが、話を聞いていてよく分かった。

答) 何の条例でもそうであるが、この消費者行政だけではなく、農政にしても、食の問題でも、男女共同参画推進でも、県の役割として、何々条例というその背骨はつくりますよね。つくるけれど、民間側でアクションを起こしていこうとか、そしてそれをどうデザイン化して、地域の中の一人一人の方にどう浸透させていくのか、どう行動していくかというところの接点にはいつも距離があって一緒になれない。ただ、審議会とか、知事が委嘱した推進員とか、それからリーダーさんとか、コンサルタントとか、制度的にはでているが、そういうものが一つの問題に向かって進んでいかない。そういったネックがある。

今日は本当にありがたいと思っている。議員の方々にそういった話を、議会側からお願いをされて、話ができるということは、今までなかったことだったので、たいへんうれしく思っている。やっぱり山梨県において、どのようにして一人一人の県民の方の幸せを守るかという点について、政策決定をする議員の方々と議論できる、コミュニケーションがとれるこのような機会があることは、最高にうれしいことで、本日参加している皆さんも喜んでいる。

そして、こうした機会を土台にして、県民が地域の中でどういった活動をしていて、今何に悩んでいるのかということ把握し、県政の政策がなされていく。そして一緒になって問題を解決していくような方向に進むことが必要と考えている。

男女共同参画推進の中でも、21世紀型の男女共同参画社会が一番望ましい社会の形

だといわれていても、その根底にはそういった社会をつくろうということがあがあるが、なかなかそれがうまく進まない。男性も女性も一緒になって社会づくり、まちづくりをやっていくというところには行かない。地方の時代になれば、地方の声を声として聞くことが重要になってくる。我々団体が苦勞している面を議員の方々に理解していただきながら、政策化していただく。そして、サポートしていただいたり、援助していただいたり、財政の確立もしていただくといったことができれば、最高だと思っている。

問) 先ほど補助金がカットという話があったが、確か基金がまだ残っているのではないかなと思う。このままでいくと基金が残ってしまうかもしれないと思うが、その点意見があればお聞きしたい。

答) 補助金というと事業費の2分の1を自分たちで負担しなければならない。我々団体は自主財源を確保することが大変である。そのため、補助金を切られたことに対する抵抗というのがあって、金の切れ目が縁の切れ目で、団体の活動が鈍るという面もある。しかし、お金が無くても活動を続けていくよということで、我々は活動している。

いわゆる啓発とか、県民をよりよい方向にもっていってくれる団体に対しては、県が独自で事業をやらなくても、委託事業で団体におろしてくれれば、そのお金を使いながら、有効に全県へ活動が展開できる。事業費の半分を自己資金から出さなければならない補助事業は、メンバーの高齢化、組織の縮小化等に伴いの自己財源を確保することが難しい現状では大変であるということをお願いしたい。

そのことについては、消費生活担当の課ともよく話し合いをしている。今県からくる活性化事業費による委託金を地域講座の中で活用しているし、それから啓発活動の中でも活用している。そういう県の財政的な支援を受けた中で、活発に活動ができることを私たちは要求したい。

答) 少し補足させていただくと、現状は会長が話したとおりで、どの団体もいろいろ苦心をしているということであるが、活性化基金に限っていうと、県は2億円の基金を消費者庁からのお金で積み立てている。これを3年間で消費者行政活性化に使うこととなっていたが、今話があったように基金が残っているので、消費者庁からはあと1年延ばしてもよいといわれている。よって、3年計画を4年間で行うことになる。県からも1年継続と聞いているので、あと2年半くらいあると思う。

県と意見交換をする中で、例えば、今、県では消費相談員を養成している。この人達をいずれ出身地の行政との関係で活用できないかということを探しているようだが、それも活性化基金を使ってやっている。その意図はやっぱりこの先もそういった人たちが活躍できるような消費者行政を進めていきたいということだと思うが、受け入れる側の市町村では、基金が4年間で終わってしまうので、5年目からの消費者行政に係る予算をどうすれば良いのかという課題がある。これは全国的にも一つの課題になっている。そういう点では、本当に道しるべをこの4年間でつくって、本当に自立した関係を私た

ち消費者団体も、今で言えば県、まあ甲府市中心にやっているので、先ほど話したが、やっぱり自分の住んでいるところに軸足を移して行って、行政と協力しながら、消費者被害の少ない市町村を目指すといった方向を目指して取り組んでいかなければならない。そういうことも含めて、今後どうしていくのかということが、共通の課題だと思っている。そういう意味では、会長が話したように、今回参加できたことをうれしく思っているし、今後もそういう点では、率直に話しあえる今回のような機会をつくっていただくとありがたいと思っている。そのようにしていかないと、なかなか接点が見つからないような気がするので、ぜひとも今後もよろしくお願ひしたい。

問) 条例というのは承知のように義務化ということを意味している。それが進んでいくと、罰則というのがそこについてくる。これは需要側と供給側、例えば消費者の問題でいうと、生産者の諸課題と消費者の諸課題を広範にわたって総合的に検討しないと、なかなか条例化することは難しい問題である。そういう点を念頭に入れて、消費者問題に取り組んでいただきたい。

それから、最近では団体への補助金というのはほとんどつけないという時代に入っているということも念頭にいらていただきたい。今回の国の基金は事業に対する基金であって、皆さんの行うその事業に対して委託的な支援が出るということである。だから、皆さんそれぞれの団体が特色を持った事業に取り組むことが重要になってくる。特色ある事業を実施すれば、いまの基金を使って、あるいは委託費を使って事業支援が受けられる。

しかし、基金というのはすべて時限立法でやっていて、期限が付いている。長いものでだいたい3年である。3年ものなので、事業が軌道に乗ったところで打ち切りになってしまう。その後どうしてくれるのかという問題がある。そここのところは、ニーズの問題となってくる。国が引き続いてやりたい、県が引き続いて取り組みたいというニーズがデータのどのくらいできるか。それは皆さんの団体の活動や、その事業への取り組みの成果の中で評価点になっていくことを、参考までに言っておく。



※ 県議会議事堂地下会議室において、意見交換会を実施した。

以上